

大正五年司法省令第三十五号

大正五年司法省令第三十五号（司法省主管  
歳入証券納付ニ関スル件）

第一条 司法省主管ノ歳入ハ別段ノ規定アルモノ  
ヲ除クノ外証券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第二条 政府以外ノ者ノ振出シタル小切手又ハ為  
替手形ハ罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟  
費用及非訟事件ノ費用ノ納付ニ之ヲ使用スルコ  
トヲ得ス

附 則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス